

玉名市保育所等 AI 入所調整マッチングシステム導入業務委託仕様書

1 業務目的

保育所等への入所調整事務においては、諸条件が複雑であることに起因し、膨大な作業時間を要しているが、AI を利用した入所調整マッチングシステム（以下「システム」という。）の導入により、保護者や保育施設への結果を早期に通知することにより市民サービスの向上と業務効率化を図る。

2 業務概要

(1) 業務名

玉名市保育所等 AI 入所調整マッチングシステム導入業務委託

(2) 契約期間

ア 導入期間 契約締結日から令和6年11月30日まで

イ 運用保守期間 令和6年12月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

玉名市健康福祉部子育て支援課

3 業務委託範囲

(1) 要件定義・設計作業

本市の入所調整を実現するにあたり、点数や優先順位をはじめとするパラメータ、マスタデータおよびシステムの連携等に関する設計作業を行う。

(2) 機器構築作業

システムが問題なく動作するための端末を準備し、必要となる OS 及び Microsoft Office インストール設定作業を実施し、納品を行うこと。

(3) 構築作業

設計作業に基づき、入所調整を実現するためのシステムの構築、各パラメータ・マスタデータの設定作業及び本市既存システムとの連携作業を行う。

(4) テスト・検証作業

AI 入所調整マッチングシステムの構築及び各種設定後の動作検証作業を行う。

動作検証は、本市が提供するデータを使用し、受託者で本番運用ができることを確認した後、本市業務担当者が操作し本番運用ができることの確認を行う。

(5) 操作研修

本市業務担当者向けに、実機を用いて、実際の入所調整運用での操作がわかるように、運用・操作マニュアルをベースとした研修を行う

(6) 立ち合い

運用開始初年度の入所判定業務実施時は、入所調整 AI システム運用に係る作業に立ち会い、運用をサポートすること。

(7) その他

AI 入所調整マッチングシステムの構築にあたり、業務フローの見直し等について、適宜提案し協議を行うこと。

4 業務内容

本業務の内容は、以下に示した要件や機能を有するシステムの構築、操作研修の実施及び操作マニュアルの作成、その他システムの構築に想定される業務を行うものである。

(1) システム要件

ア パッケージソフトウェアの利用を前提とする。

イ システム運用時の効率化のため、見やすさや操作性等を考慮したシステムであること。

ウ 個人情報等を取り扱う上での情報セキュリティ対策が十分にできていること。

エ システムは、個人情報を利用する N/W(若しくはスタンドアローン)での環境での利用となるため、インターネット経由でサービスを提供するシステム形態でないこと。

オ ソフトウェアライセンスの認証等の為、インターネットと通信するシステム形態でないこと。

カ 本市が所有する各種情報及び個別管理しているデータを一括して登録できること。
主な情報は次のとおりである。

- ・各保育施設の情報、クラスごとの受入可能人数
- ・入所申し込みをした児童の情報、希望保育施設
- ・保育の利用を必要とする理由の点数情報、同点時の優先順位に必要となる情報
- ・きょうだいの申し込み情報（同時期・同施設等の希望、在園児の保育施設情報）
- ・転園希望者の在園情報

キ システムに取り込むデータは、本市指定のデータレイアウトのまま取り込める、または変換ツール等を介して取り込めること。

ク システム構築期間中にテスト運用期間を設け、テスト運用の結果を踏まえた設定の変更等の対応をすること。

ケ 「玉名市保育の利用に関する規則第4条」に基づき、児童ごとの情報、きょうだい情報から保育所等の空き状況を踏まえた入所調整が自動で行えること。基準に変更があった場合は、対応できること。

コ 同時に申し込みをしているきょうだいの調整において、申請情報に基づいた同時・同保育施設に関する希望条件をシステムに設定し、入所可能な組み合わせを職員が考えることなく、自動で希望条件に応じた調整ができること。ただし、申請書の希望条件パターンにない条件はこの限りではない。

サ 障がいなどの特別な配慮を必要とする調整において、システム処理を行う過程の中で、職員が介入し、個別の判断により調整ができること。個別の判断を行った理由については、ログとして残せること。

シ その他システムの機能要件については、様式6「機能要件一覧」に記載のとおりとし、各機能要件については、要件事項の一部をもって拡大解釈することなく、対応困難な場合はリスクを回避した代替案を提案すること。

ス 上記機能要件以外に、業務効率化等につながる独自提案を積極的に行うこと。

(2) 端末要件

- ア 既存のパッケージソフトウェアをもとに「(1)システム要件」を満たす状態にし、利用できるようにした下記仕様を満たしたパソコンを一台納品すること。
- イ パソコンの仕様は次のとおりとし、実際に納品予定の端末については詳細を企画提案書に記載するものとする。

本体	省スペース型(下記モニター背面へ取付が可能であること)
モニター	23 型ワイドフル HD 1920×1080 (ノングレア液晶)
OS	Windows 10 Pro(64bit)
CPU	Corei7 相当以上
メモリ	16GB 以上
ストレージ	SSD : 512GB 以上
キーボード	USB フルキーボード(日本語配列)
マウス	USB マウス(光学式)
電源	バッテリー及び AC アダプタが付属すること
光学ドライブ	DVD-RW ドライブ以上が内蔵されていること(外付け可)
リカバリディスク	Windows 10 Pro の再インストール時に必要なリカバリディスク、ドライバ CD 等一式を納品する事こと
保守	5 年間保証すること。 出張修理に対応すること。
盗難対策	セキュリティロック等の盗難対策及びストレージの持出対策として暗号化等による対策が講じられていること

- ・ソフトウェアが正常かつ快適に動作するスペックを有すること。
- ・5 年間の使用を想定し、本市の要件に必要な処理能力を備えた機器を導入すること。
- ・システムの稼働に際して、端末側で必要となるソフトウェアについてはすべて納品すること。必要なソフトは、Microsoft Office (Word,Excel) が使えること
- ・OS は、Windows 11Pro(64bit)へのアップグレードが可能であること。

- ウ パッケージソフトウェアとしてパソコン一台で利用するために必要なライセンスを納品すること。

(3) 操作マニュアルの作成と操作研修

- ア 本市の運用を含めた操作マニュアルを作成すること。
- イ 操作マニュアルは、当市で編集可能な電子データとしても提供すること。
- ウ システムの稼働前に、本市業務担当者に対し操作研修を実施すること。

(4) 導入スケジュール

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
契約								
要件定義・設計								
システム構築・ 検証								
システム稼働								

(5) その他

- ア システムのバックアップを定期的に自動で行える設定が可能なこと。
- イ 打ち合わせの際は、資料を作成すること。また、打ち合わせ後は、議事録を作成し、速やかに提出すること。

5 システム運用保守について

運用保守業務については、本委託業務に含み、令和6年12月1日から令和9年3月31日までの契約とする。

- (1) 本件にて導入したシステムについて、受託者と本市で協議の上作成する運用保守計画、仕様書案に基づいて運用保守すること。
- (2) 円滑に運用できるためのサポート体制を構築し、ソフトウェア製品に関する技術支援、問い合わせ対応等は電話又は電子メールにて対応すること。
- (3) 保育施設等の利用調整基準に変更があった場合は対応すること。ただし、システムの改修が必要な場合は、本市と別途協議を行うこと。
- (4) 本事業で提案するシステム及び今回用意する Microsoft Office の機能強化（マイナーバージョンアップ、制度改正対応含む。）については、費用の追加なく対応すること。ただし、適用については、本市と協議の上、実施するものとする。
- (5) 各種アップデートを実施する際は、CD-R 等のインターネットを使用しない媒体で提供すること。
- (6) 機器の故障等の障害対応は、入所調整業務に支障をきたさないよう現地にて迅速な対応をすること。本市の責によらない障害に伴うシステムの再インストールが必要な場合は、復旧作業を行うこと。

6 納品成果物

本業務における納品成果物として、日本語にて記載された以下のものを電子媒体にて納品すること。

納品成果物	形式	部数
業務実施計画書	データ・紙	各 1 式(部)
本システム（各ソフトウェアライセンス含む）	データ・紙	各 1 式(部)
上記システム一式を導入等した（利用可能な状態とした）端末	端末	1 台
システム仕様書	データ・紙	各 1 式(部)
運用・操作マニュアル	データ・紙	各 1 式(部)
議事録	データ	1 式
業務実施報告書	データ・紙	各 1 式(部)

7 特記事項

（１） 費用の支払

本業務にかかる費用は、システム導入業務が完了し、システム運用保守業務の開始後に一括払いとする。

なお、本システム専用端末は、システム導入業務完了をもって検収完了とする。

（２） 法令順守

本委託業務を履行するにあたっては、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令、規則等を遵守、遂行すること。

（３） 守秘義務

受託者（退職者等も含む）は、本業務期間、保守契約期間の満了または解除等を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。

（４） 著作物の取り扱い

本業務委託の納品成果物は基本的に本市が著作権を有するものとする。納品成果物のうち、従前より受託者またはその仕入先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は本市に譲渡されるものとする。

（５） その他

ア 本仕様書に記載のない事項について、技術上又は機能上必要と認められるものについては、これを省略してはならない。必要に応じて本市と協議すること。

イ 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と協議すること。

ウ 本業務は国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し実施するものであり、本市から質問・情報の提供等の申し出があった場合、速やかに対処すること。